

民生委員・児童委員に233人決まる

新しい民生委員・児童委員に233人の皆さんが決まりました。

同委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた県の非常勤特別職で、給与は支給されず通信費・交通費などに充てる活動費が支給されます。



25年12月8日、各地区を代表して11人が市長から委嘱状を受けました

また、任期は3年間(25年12月〜28年11月)となります。

民生委員は地域のパイプ役

民生委員は民生委員法に基づき、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、悩みや心配ごとがある人たちの相談を受けた

り、地域で福祉の援助が必要な人を把握し、行政機関に連絡するパイプ役などを務める地域の奉仕者です。

また、すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられており、児童や妊産婦への援助も併せて行うこととなっています。

主任児童委員とは

民生委員・児童委員の中で、児童福祉について専門的に担当するのが主任児童委員です。16人の皆さんが小学校区単位で児童に関する事項を専門に担当し、区域担当の児童委員とともに活動します。

民生委員・児童委員活動の7つのはたらき

- **社会調査のはたらき** (地域におけるアンテナ的な役割) …担当区域内に一人暮らしの高齢者や障がい者など、福祉施策が必要な人がいないかを把握するように努めます。
- **相談のはたらき** (地域における世話的な役割) …地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。
- **情報提供のはたらき** (地域における告知板的な役割) …社会福祉制度や各種サービスなどの情報を的確に住民に提供するように努めます。
- **連絡通報のはたらき** (地域におけるパイプ役的な役割) …援護を必要とする人々やその家族と行政機関・社会福祉施設・各種団体との間に立ち、必要な対応を促すパイプ役を務めます。
- **調整のはたらき** (地域における潤滑油的な役割) …援護を必要とする人々のニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援を行います。
- **生活支援のはたらき** (地域における支援的な役割) …地域の関係機関や住民と連携して、要援護者を支援する活動を取りまとめていく取り組みを行います。
- **意見具申のはたらき** (地域における代弁的な役割) …活動を通じて得た問題点や改善策を取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提出します。

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例(案)要綱に寄せられたご意見を公表しています。

25年9月20日から10月21日まで、「川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例(案)要綱」にかかる意見を募集しました。頂いたご意見と、それに関する市の検討結果に

ついて、1月31日(金)まで、市ホームページに掲載するほか、各公民館、大和行政センター、生涯学習センターなどで公表しています。詳しくは公共施設再配置推進室 ☎ (740) 3737 へ。

確定申告会場「アステ川西」会場は廃止に

今年度は次の会場で行います。会場周辺には申告会場専用の駐車場がありません。公共交通機関を利用してください。なお、市役所7階会議室では、2月4日(火)〜7日(金)午前9時〜午後4時、作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみを行います。

申告相談などは、2月6日(木)以降に伊丹市立産業・情報センターへ。

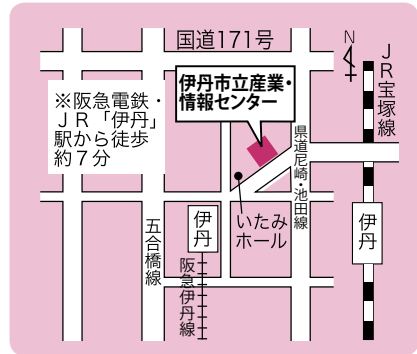
また、2月6日(木)から3月17日(月)まで、伊丹税務署では申告相談は行いません。詳しくは伊丹税務署 ☎ (779) 61211へ。

伊丹市立産業・情報センター

2月6日(木)〜3月17日(月)午前9時〜午後5時(土・日曜日、祝日は除く。ただし2月23日(日)、3月2日(日)は開設)。

申告はインターネットでも

国税庁ホームページ(UR



http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税および復興特別所得税、贈与税などの申告書・青色決算書などを作成し、インターネットで送信、または印刷して郵送を。詳しくは同ホームページへ。

市・県民税の申告

2月4日(火)から3月17日(月)まで市役所2階の市民税課で市・県民税の申告を受け付けます。

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金など



にかかると雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告書は不要になりましたが、市・県民税の申告が必要になる場合があります。なお、26年度からの主な税制改正では、防災財源に充てるため26年度から10年間、均等割が市民税・県民税それぞれに500円ずつ加算されます。詳しくは市民税課 ☎ (740) 1132へ。

国民健康保険 高額療養費の申請受け付けが郵送に

国民健康保険高額療養費支給制度とは、同じ月内の医療費(保険適用分)の自己負担額(医療機関の窓口で支払う金額)が高額になったとき、申請して認められると、自己負担限度額を超えた額が高額療

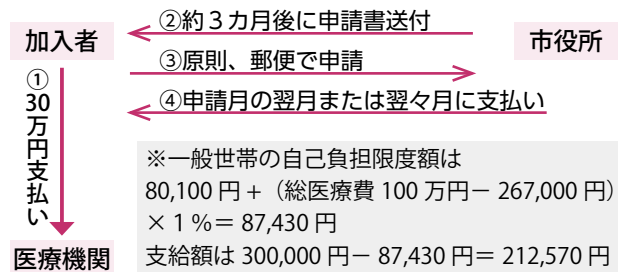
養費として支給される制度です。

2月から、国民健康保険高額療養費の申請を、従来の窓口から、原則郵送での申請に変更します。高額療養費の支給対象者には、診療月から最短で3カ月後に申請書を送付しますので、必要事項を記入・押印の上、領収書の写しとともに返送してください。

また、医療機関に「限度額認定証」を提示すれば、支払いを自己負担限度額でとめることもできます。「限度額認定証」が必要な場合は、市役所1階の国民健康保険課で申請を。審査の上、郵送での交付になりますので、早めに申請してください。

高額な医療費を支払ったにもかかわらず、診療月から3カ月以上経っても申請書が届かない場合など、詳しくは国民健康保険課給付担当 ☎ (740) 2006 へ。

例) 40歳の被保険者が入院、総医療費が月額100万円の場合



※計算方法など、詳しくは「わたしたちの国保ガイドブック 平成25年度」(25年7月送付の納税通知書に同封) P13~15を参照